

鳥取県人材育成型専門家活用支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県人材育成型専門家活用支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、自動車関連分野、医療機器分野、航空機分野等のもつくり分野、又はICT分野（以下「成長産業等」という。）の事業展開（業態転換や事業の多角化等を含む。）に取り組もうとする県内中小企業者が専門的な指導を行う者（以下「専門家」という。）を活用する費用を支援し、当該事業展開に必要な人材育成を推進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表第1欄に掲げる補助対象事業（以下「補助事業」という。）を実施する同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。

3 補助対象期間は、別表第6欄に定める期間とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、補助事業を開始する日の1か月前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(評価)

第5条 知事は、交付申請書の提出があったときは、別に定める鳥取県人材育成型専門家活用支援補助金評価要領に基づき申請内容について評価するものとする。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、第4条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額に係る変更
- (2) 交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更
- (3) 本補助事業の中止又は廃止

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式1号及び様式2号によるものとする。

(進捗状況の報告等)

第8条 補助事業者は、全活用回数の過半回数が終了した日から10日を経過する日までに、補助事業の進捗状況を様式第4号により知事に報告しなければならない。ただし、補助事業を完了したときは、この限りではない。

2 知事は、前項による報告を受けた場合において、計画と比して進捗が遅れているときは、事業の進捗を促すことができる。

(現地立会等)

第9条 知事は、補助事業の実施にあたり、職員に現地立会等を行わせ、状況に応じて事業の進捗を促すことができる。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式2号及び様式5号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(補助金の支払い)

第11条 知事は、規則第18条第1項の通知の後、速やかに補助事業者に対して補助金を支払うものとする。

(広報・普及への協力)

第12条 補助事業者は、本補助金で実施した事業について、県内中小企業等における人材育成の推進に資するため、業務に支障のない範囲で県が行う広報及び普及活動に協力するものとする。

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年2月25日から施行し、令和7年度の事業から適用する。

別 表（第3条関係）

1 補助対象事業	本補助金の対象となる人材育成は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。 (1) 成長分野等の事業展開（業態転換や事業の多角化等を含む。）に資する取組であること。 (2) 従業員の技術・技能の向上を目的とした人材育成の取組であること。 (3) 前号の目的を実現するにあたり、当該技術・技能の知見を有する専門家から指導・助言を受けようとする取組であること。 (4) 前年度に本事業を活用した事業者が、当該事業において活用した専門家から、同一の内容について継続して指導・助言を受けようとする取組でないもの。ただし、前年度の取組において人材育成が十分でない認められる場合を除く。
2 補助事業者	本補助金の対象となる者は、次の各号のすべての要件を満たす者とする。 (1) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に定める中小企業者であること。 (2) 鳥取県内に事務所、事業所、工場、その他の事業用施設を有する企業者であること。 (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者ではないこと。 (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと。なお、個人事業主の場合は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。 (5) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
3 補助対象経費	(1) 専門家謝金：専門家から指導・助言を受けた対価として支払う経費 (2) 専門家旅費：専門家を招へいする際に要する交通費・宿泊費等の経費
4 補助率	2分の1
5 補助金の限度額	一事業につき25万円 ただし、専門家謝金の指導1回あたりの補助上限額は、1回の指導が5時間未満の場合は2.5万円とし、5時間以上の場合は5万円とする。 ※指導時間は小休憩を含み、昼休憩を除く。
6 補助対象期間	交付決定の日から交付決定を受けた年度の2月末日まで
7 実施回数	一社につき、1テーマで年間最大5回